



微管 2 - 27
令和 3 年 4 月 14 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁 管理運営課長
三宅 啓介

新たな電子納税証明書の発行及び代理請求・代理受領について（依頼）

税務行政につきまして平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、電子納税証明書の利用促進のため、従来の電子納税証明書（XMLファイル）に加え、令和 3 年 7 月から、自宅等のプリンターでも印刷可能な電子納税証明書（PDFファイル）での発行を予定しています（別添 1）。

また、電子委任状を添付可能とすることにより、納税者から納税証明書の請求及び受領に関する委任を受けた代理人（税理士等）が、e-Tax を利用して、来署することなく交付請求から受領までの手続を行うことが可能となります（別添 2）。

新たな電子納税証明書は、提出先から書面での納税証明書の提出を求められる場合であっても税務署窓口へ出向く必要がなく、また、手数料負担も軽減できるなど、納税者利便の向上にもつながるものと考えておりますので、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対する周知をお願いいたします。

また、各税理士の皆様にあっては、顧問先に対しましても、周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、国税局及び税務署から、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ同趣旨のお願いをさせていただくことがございますので、その旨併せて御周知くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【連絡先】

国税庁 管理運営課
監理第一係 泰、江里口

Tel : 03-3581-4161 (内線 3613)